

社長さん の本

事業資金の悩みを
一発解決!
かいつギャラン参上!!



がんばる中小企業を応援する
まるガモ応援隊

登録
無料

✉ メールマガジン会員募集中!

ご登録は当協会ホームページから!

東京信用保証協会

検索

事業資金借入を
公的保証でサポート



東京信用保証協会



中小企業のみなさん、はじめまして!

みなさんは、「信用保証協会」をご存知ですか?

「なに、それ?」「名前くらいは聞いたことあるけど…」

「なんだか利用するのが難しそう」

今日は、わたくしギャランがそんなみなさんの疑問を

すべて解決いたします。

えっ? 一体何者かって?

それは、この本を読めば**一発解決!**です。

では、まいりましょう。



C O N T E N T S

「かいけつギャラン」の信用保証大作戦 **その1** …… ● 04

ご利用のオススメ… ①

信用保証協会は、中小企業の強い味方! …… ● 06

ご利用のオススメ… ②

事業資金の調達に困ったら、信用保証協会へ! …… ● 08

ご利用のオススメ… ③

ほとんどの中小企業の皆さまがご利用OK! …… ● 10

ご利用のオススメ… ④

保証の90%超が無担保でのご利用! …… ● 12

ご利用のオススメ… ⑤

広がる融資枠、長くできる借入期間! …… ● 14

ご利用のオススメ… ⑥

バラエティーに富んだ保証メニュー! …… ● 16

ご利用のオススメ… ⑦

社長のやる気も重要なポイントに! …… ● 18

ご利用のオススメ… ⑧

金融機関と連携し、支援を強化! ~責任共有制度~ …… ● 20

ご利用のオススメ… ⑨

ご利用に必要なのは「信用保証料」だけ! …… ● 22

「かいけつギャラン」の信用保証大作戦 **その2** …… ● 24

ご利用の方法… ①

お申込の方法 …… ● 26

ご利用の方法… ②

お申込に必要な書類 …… ● 28

ご利用の方法… ③

信用保証のサポート体制 …… ● 30

こんなこと、あんなこと、皆さまの疑問にギャランがお答えします …… ● 32

東京信用保証協会をご利用されている皆さまの声 …… ● 38

「かいけつギヤラン」の信用保証大作戦

その1 設備の入れ替えのため資金が必要になった夢野社長。経理担当のかなもやきもき。この難局を夢野社長はどう乗り切るのか!?



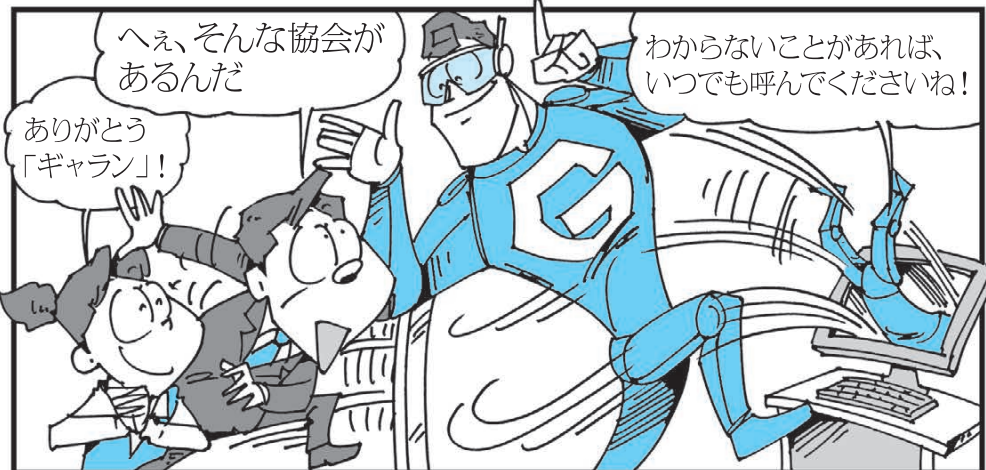
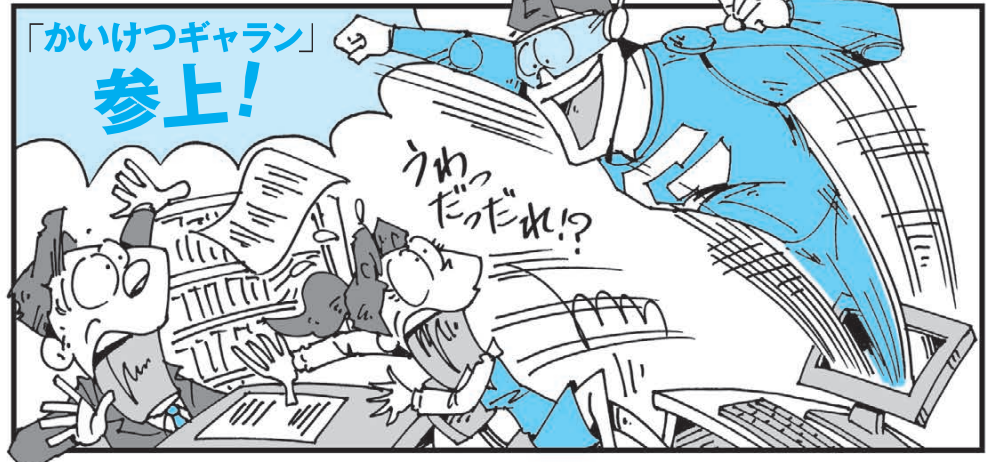
ギヤラン
中小企業の味方・
超人ギヤラン。
信用保証を武器に
東京のあちこちの街に現れる。
はたしてその正体は…



夢野はじめ
工作機器製造の夢
野技研を創業して30
年余り。自社製品を
通じて、世界の人を
幸せにするのが夢。



八重洲かな
会社の成長を願い、
仕事に邁進する夢
野技研社員。しっか
り者だが、ひと言多
くて、楽道家。





信用保証協会は、 中小企業の強い味方!



※都内中小企業数447,659社
「中小企業白書2018年版」(第一次産業を除く)

「ギャラン」の豆知識

信用保証協会は全国に51協会

東京をはじめ各都道府県を単位として47協会、市を単位として4協会(横浜、川崎、名古屋、岐阜)、全国をあわせて51の信用保証協会があります。中でも東京信用保証協会の歴史が一番古く、1937年(昭和12年)から中小企業を応援し続けています。

東京都内の中小企業18万社の皆さまにご利用いただいています。

● 都内中小企業の利用状況

件数
34万件

金額
2.9兆円

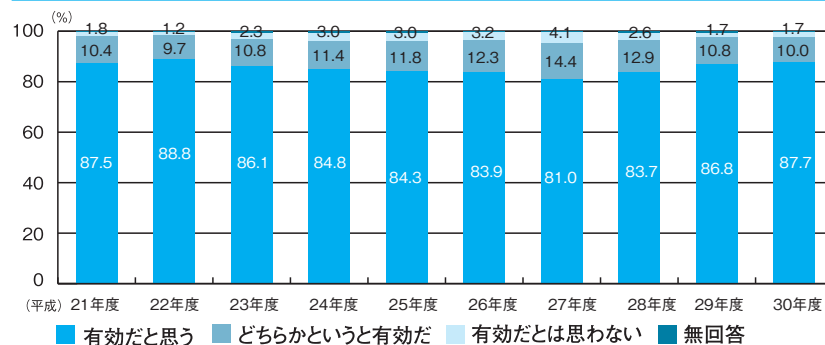


信用保証協会は、借入の際の「公的な保証人」です。

■東京信用保証協会は、信用保証協会法に基づいて設立された認可法人です。中小企業の皆さまが、事業資金を借入れるとき、融資の保証人となることで、借入を容易にする機関です。

東京信用保証協会を利用した 資金調達の有効性について

(当協会「中小企業者アンケート」※より)

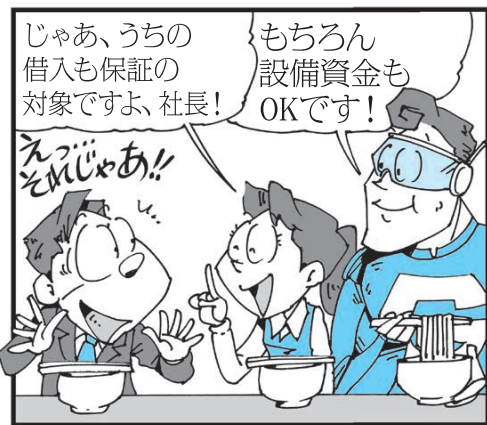


※当協会をご利用いただいている中小企業のお客さまの意識や要望を把握するために、実施しているアンケート

■東京信用保証協会を利用した資金調達の有効性について、中小企業のお客さまの97%超から「有効」または「どちらかというとも有効」とご回答いただいています。



事業資金の調達に困ったら、 信用保証協会へ!



「ギャラン」の豆知識

資金ニーズに合わせて上手に利用

保証形態には「個別保証」と「根保証」とがあります。「個別保証」とは、個々の取引(貸付)について保証することを言い、設備資金や長期の運転資金を調達するとき等にご利用いただけます。「根保証」とは、貸付限度額(極度額)と期間を定めてその範囲内であれば、いつでも、いくらでも繰り返し利用できる一定の取引を保証することを言います。必要なとき資金調達ができ、資金に余裕のあるときに返済ができるなど効率的な資金運用が可能です。



事業経営に必要な運転資金と設備資金の 借入にご利用いただけます。

●具体的な事業資金の一例

- 商品仕入資金
- 機械設備の購入資金
- 賞与等の季節資金
- 店舗の改装資金
- 新製品の開発資金
- 新事務所の入居保証金

生活資金や住宅資金、教育資金などには ご利用いただけません。



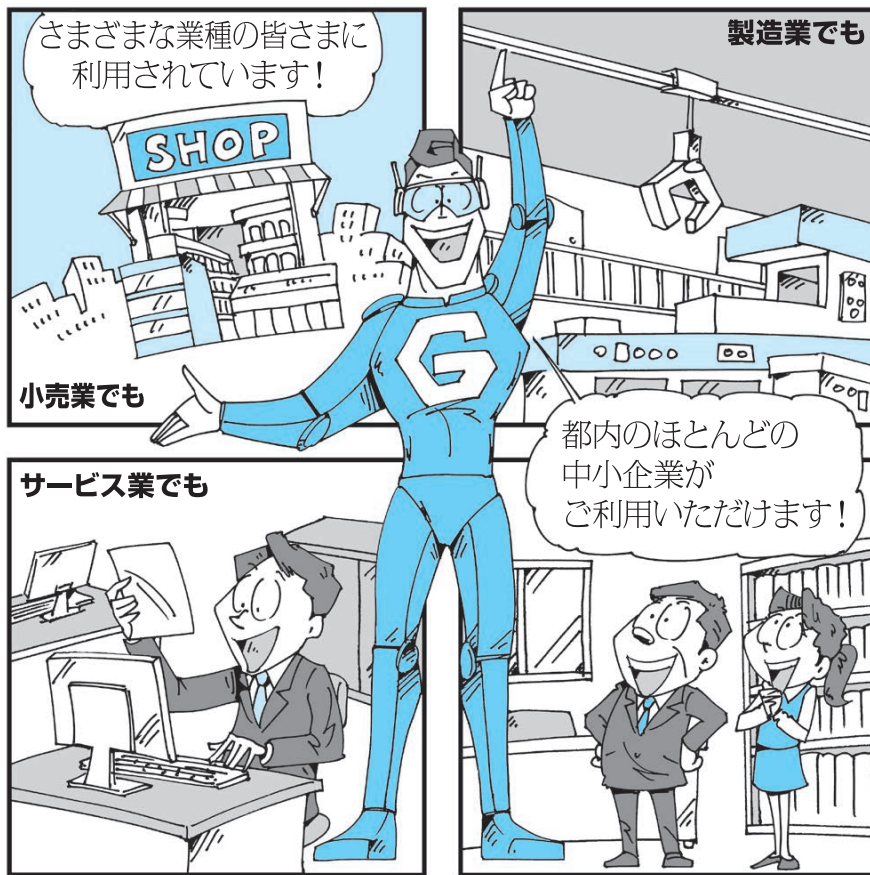
■事業経営に関係のない生活資金や住宅資金、教育資金などにはご利用いただけません。また、既存の借入金返済にもご利用いただけません。

●事業資金に当てはまらない例

- 自宅の改築資金
- 子供の学費
- 社長のマイカー購入資金
- 既存の借入金返済資金
※保証できる場合もあります。詳しくはお問い合わせください。



ほとんどの中小企業の皆さまがご利用OK!



東京都内で事業をしている方をご支援します。

■ 個人事業者の方は住居または事業所のいずれかが、法人の方は本店または事業所のいずれかが東京都内にあって事業を営んでいればご利用いただけます。

※住居とは、原則として現に居住していること、本店とは事業実態があることが必要です。



「利用できない場合もあるの?」

粉飾決算を行っている、税金の滞納があり完納の見通しが無い、資金使途が事業資金でない、などの場合はご利用いただけません。また、反社会的勢力は、信用保証協会をご利用になれません。申込人または保証人が反社会的勢力に該当しないこと、および将来にわたって反社会的勢力に関係しないことを確約しなければ、信用保証の対象としておりません。

業種によって資本金・従業員数の上限が異なります。

■ 従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当していれば、ご利用いただけます。

●ご利用いただける中小企業

業 種	資 本 金	従 業 員 数
製 造 業 等 ^{※1}	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業 ^{※2}	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
医療法人等	—	300人以下

※1：運送業・建設業・不動産業等を含みます。

※2：飲食業を含みます。

許認可や届出などの手続をお忘れなく。

■ 保証をご利用いただく時点で有効な許認可・届出などが必要です。

●許認可・届出などを要する事業の一例

- 飲食店
- 薬局
- 理容店
- 酒屋
- リサイクルショップ



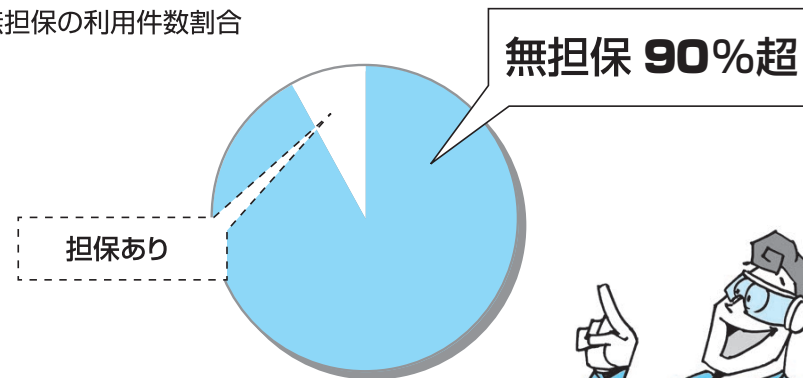
保証の90%超が 無担保でのご利用!



無担保保証は、最大8,000万円です。

■借入の保証付融資合計額が8,000万円以下なら、原則として担保は必要ありません。信用保証協会をご利用いただいているお客さまのうち、件数で90%超が無担保です。

●無担保の利用件数割合



第三者保証人がいなくても融資が受けられます。

■会社の場合、原則として保証人になっていただくのは社長さんだけです。個人事業者の場合は、原則不要です。

※保証人が不要となる場合もございます。詳しくは、お問い合わせください。



このような方は保証人になっていただく事があります

「実質経営者」「筆頭株主などのオーナー」「営業許可名義人」などです。

※個別のご質問につきましては、お問い合わせください。

「ギャラン」の豆知識

第三者保証人の『第三者』って?

事業の経営に携わっておらず、また社長さんと生計を別にしている方を指します。

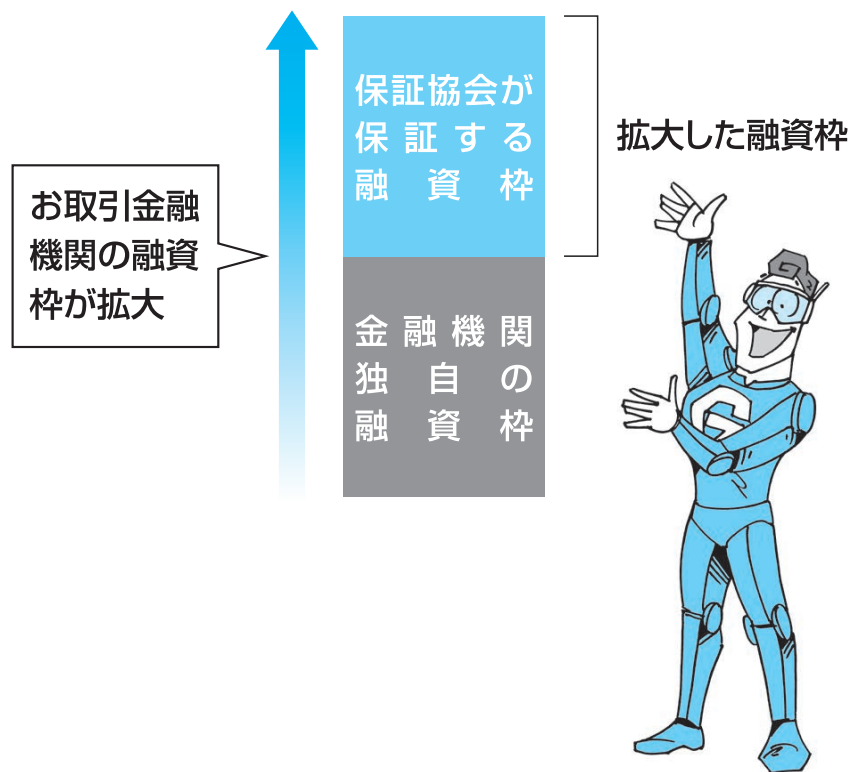


広がる融資枠、 長くできる借入期間!



融資枠を拡大することができます。

■ 中小企業者1社に対する保証の限度額は2億8,000万円(組合の場合は4億8,000万円)です。お取引金融機関の融資と信用保証協会の保証付融資を併用することで、お取引金融機関の融資枠の拡大が図れます。



長期の保証で経営をサポートします。

■ 経営安定のために長期資金をご希望の方には無担保で最長10年の借入ができます。また、不動産担保がある場合は「長期経営資金保証(長経)」(運転15年以内・設備20年以内)という長期の保証メニューもあります。

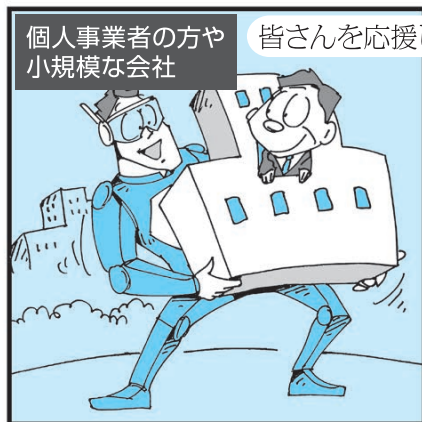
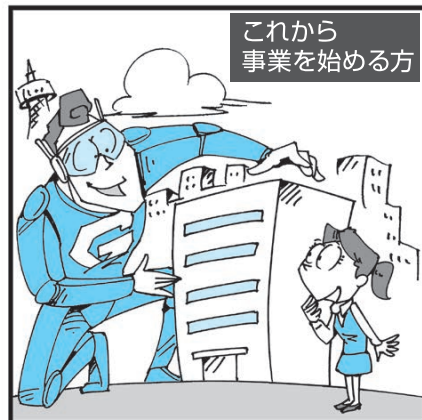
「ギャラン」の豆知識

困った!! そんなときに力強い保証制度

取引先の倒産、取引金融機関の破綻、地震や台風などの自然災害、その他全国的に業況が悪化している業種を営んでいるなど、急激な経営環境の変化を受けた方を対象とした「セーフティネット保証(経営安定関連保証)」や、突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により経営の安定に支障をきたしている方を対象とした「危機関連保証」があります。



バラエティーに富んだ 保証メニュー!



これから事業を始める方も応援します。

■これから事業を始める方、事業を始めて間もない方(創業した日から5年未満)を対象とした保証制度があります。

都制度：創業融資(創業)

- 融資限度額…3,500万円
- 融資期間…運転資金7年以内、設備資金10年以内

個人事業の方や小規模な会社向けの保証制度もあります。

■小規模な企業を対象とした長期・低金利で最高8千万円までご利用になれる保証制度や、商工会議所・商工会の経営指導を受けている方などには優遇金利が適用される保証制度があります。また、東京都による信用保証料の補助が適用される保証制度があります。

全国制度：小口零細企業保証制度(全国小口)

- 融資限度額…2,000万円
 - 融資期間…10年以内
- ※融資対象：従業員数が製造業等20人以下(卸売・小売・サービス業5人以下)の個人・会社等
 ※全国の保証付融資残高(根保証においては融資限度額)との合計が2,000万円以下となる必要があります。

都制度：小口資金融資(小口)、小口短期(小口短期)

- 融資限度額…2,000万円
 - 融資期間…(小口)運転資金7年以内、設備資金10年以内、(小口短期)1年以内
- ※融資対象：従業員数が製造業等20人以下(卸売・小売・サービス業5人以下)の個人・会社等
 ※「小口」については商工会議所・商工会の経営指導を1年以内に6ヵ月以上にわたり複数回受けている場合、または経営革新計画について中小企業診断士による実施継続確認を受けている場合、貸付利率が0.4%優遇されます。
 ※東京都が信用保証料の2分の1を補助します。
 ※全国の保証付融資残高(根保証においては融資限度額)との合計が2,000万円以下となる必要があります。

都制度：小規模企業融資(小企)

- 融資限度額…8,000万円
 - 融資期間…運転資金7年以内、設備資金10年以内
- ※融資対象：従業員数が製造業等30人以下(卸売・小売・サービス業10人以下)の個人・会社等

「売掛債権・棚卸資産」が担保になります。

■流動資産担保融資は、お客さまがお持ちの売掛債権や商品・製品・在庫などの棚卸資産を担保に借入ができる保証制度です。売掛債権や棚卸資産を早期に現金化できるため、取引先からの入金を待たずに資金調達が可能です。

流動資産担保融資(ABL)

- 保証限度額…2億円以内(「売債」の保証残高を含みます。)※融資額の80%を保証
- 保証期間…根保証の場合：1年(更新により延長することができます)
個別保証の場合：1年以内

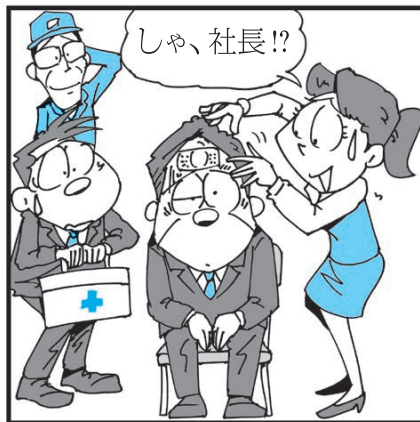
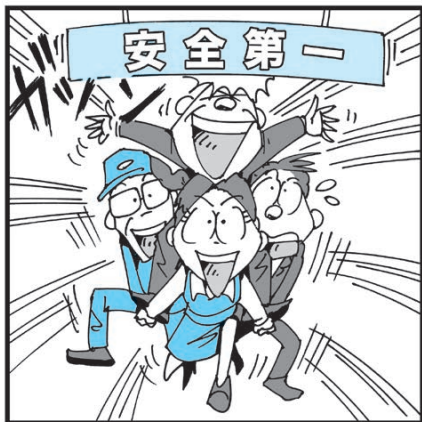
●流動資産担保融資のメリット

その1: 資金繰りを改善	取引先からの入金を待たずに、資金調達が可能です。
その2: 不動産担保は不要です	不動産担保のご提供がなくても、売掛債権や棚卸資産を担保に借入ができます。
その3: 政策的に配慮された一律の保証料率	保証料率は0.68%(年率)でご利用いただけます。





社長のやる気も重要なポイントに!



経営意欲や信頼性なども重要なポイントになります。

■信用保証協会は「企業経営力」「経営意欲」「信頼性」など、経営者の手腕も重視して多角的に判断し、保証の諾否や保証金額を決めます。

財務面では、会社の「安定性」「収益力」「成長性」などを重視します。

●財務面でのポイント

- 安定性** 環境の変化に対する対応力や支払能力、財務内容の健全性など。
- 収益力** 現在および将来にわたって安定的に収益を上げていく力を持っているのかなど。
- 成長性** 売上高や利益の伸び率を数期間にわたって比較することにより、成長性を判断。



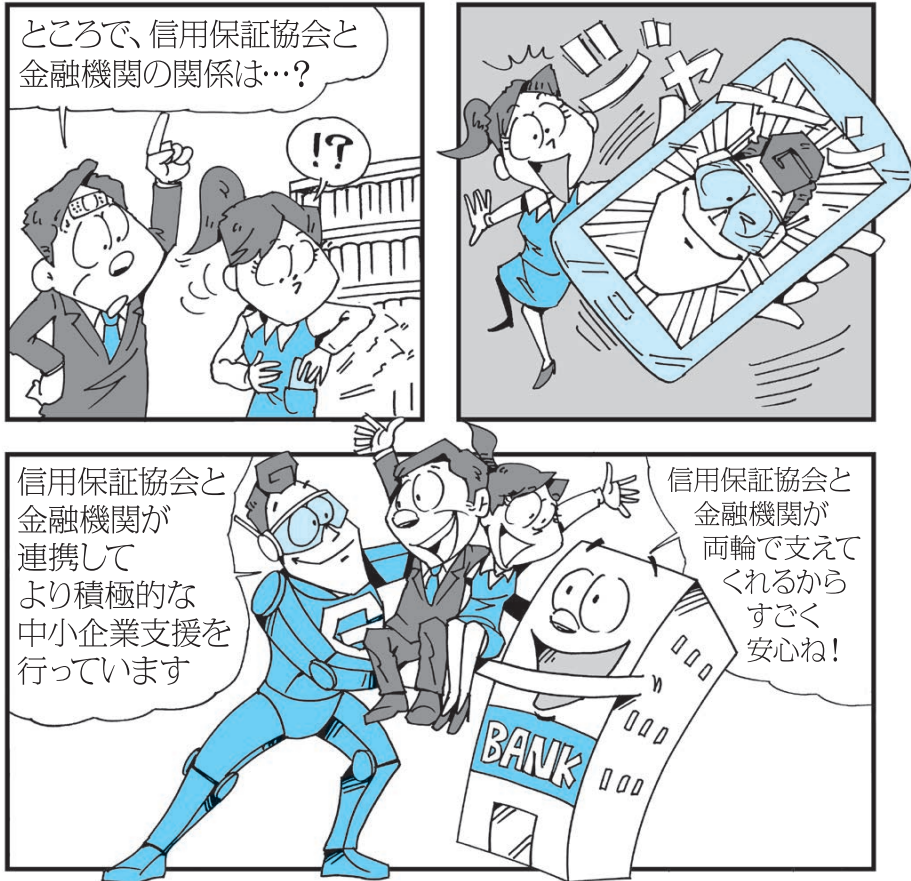
そのほかにも、さまざまなポイントがあります。

■財務に反映されない企業の特性・強みなども重要なポイントになります。

- | | |
|---------|----------------|
| 業 歴 | 特 許 |
| 立 地 条 件 | 技 術 力 |
| 商品の独自性 | スタッフの充実、事業の将来性 |

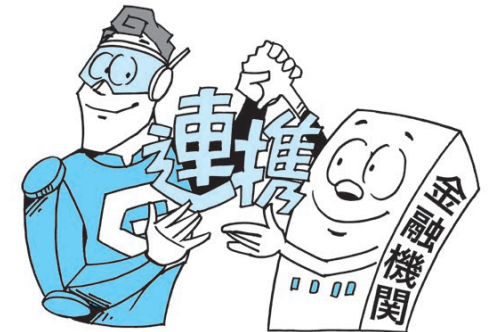


金融機関と連携し、 支援を強化! ~責任共有制度~



お客さまの資金調達に支障をきたすことのないよう、一部、責任共有制度の対象から除外する保証があります。

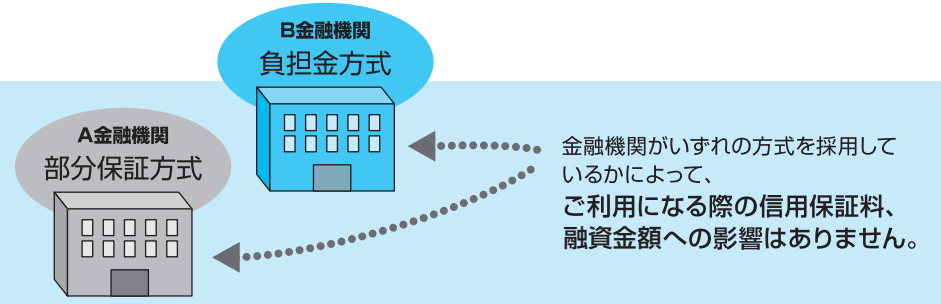
- 1) 経営安定関連保証(セーフティネット保証)1号~4号及び6号(なお、5号については、平成30年3月31日以前に保証申込の受付がされたものは責任共有対象外)
- 2) 災害関係保証
- 3) 創業関連保証(再挑戦支援保証を含む。)及び創業等関連保証
- 4) 特別小口保険に係る保証(中小企業信用保険法第2条第3項第1号~6号の小規模企業者に限る)
- 5) 事業再生保険に係る保証
- 6) 小口零細企業保証制度(全国統一の保証制度及び国の制度に準拠した自治体制度)
- 7) 求償権消滅保証
- 8) 破綻金融機関等関連特別保険及び破綻金融機関等関連特別無担保保険に係る保証(中堅企業特別保証)
- 9) 東日本大震災復興緊急保証
- 10) 経営力強化保証(責任共有制度対象外の保証付既往借入金を既往残高の範囲内で借り換えるもの)
- 11) 事業再生計画実施関連保証(責任共有制度対象外の保証付既往借入金を既往残高の範囲内で借り換えるもの)
- 12) 危機関連保証



「ギャラン」の豆知識

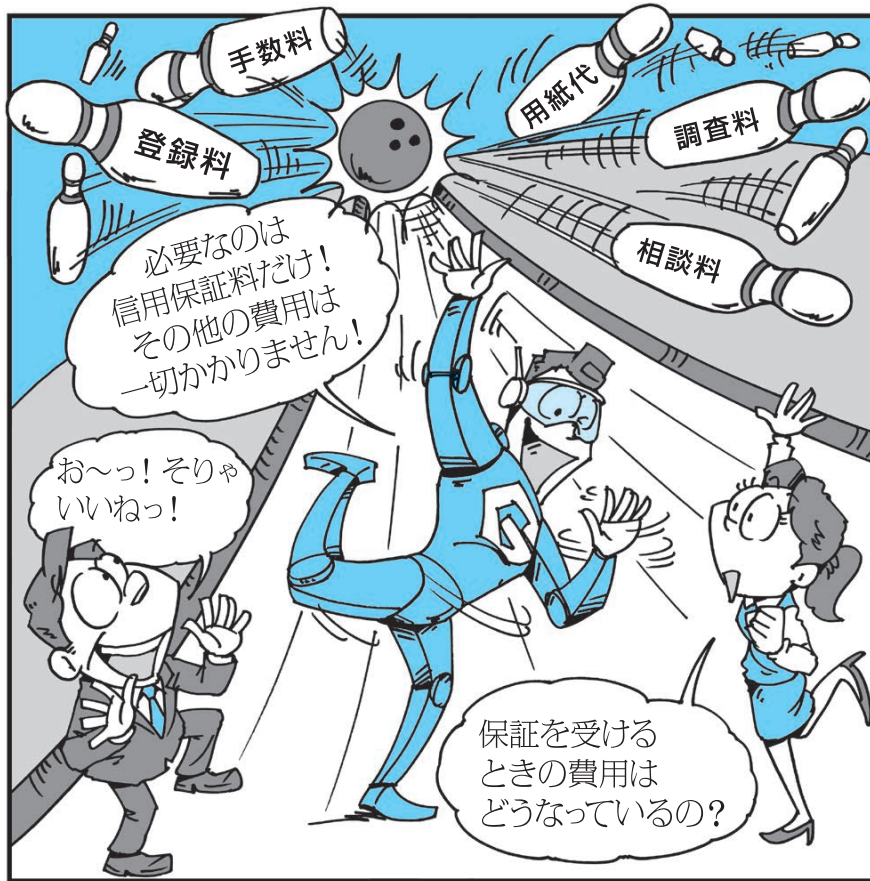
「責任共有制度」とは、原則100%保証であった保証付融資について、一部の保証を除き金融機関が一定のリスクを負担する仕組みとすることで、信用保証協会と金融機関とが連携してより積極的な中小企業支援ができるようにしたものです。

金融機関が負担する方式は2つありますが、どちらでも金融機関の負担割合は同等です。





ご利用に必要なのは「信用保証料」だけ!



信用保証料以外の費用は、一切かかりません。

■信用保証協会のご利用の際にかかるのは信用保証料のみです。この信用保証料以外、どのような名目(手数料、相談料、調査料、登録料、用紙代など)でも、一切いただくことはありません。

経営状況やご利用になる保証制度等を踏まえたきめ細かい設定で資金調達を応援します。

■信用保証料は、借入金額、保証料率、借入期間、返済方法により算出します。基本となる保証料率は、お客さまの経営状況等を踏まえた9区分となっており、料率の区分は中小企業信用リスク情報データベース(略称:CRD)の評価を基に決定いたします。

●基本となる保証料率

(年率%)

	料率区分								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

※保証料率が割引となる場合があります。詳しくは36ページを参照ください。

保証期間が2年を超える場合には、分割払いもできます。

■信用保証料は、一括払いもしくは分割払いです。分割払いをご利用いただけるのは保証期間が2年(当座貸越根保証の場合は1年)を超える場合です。ご希望の方は、申込時にお申し出ください。

※信用保証料の補助がある東京都制度融資において、分割払いする場合は補助の対象となりません。

ご注意ください!



金融斡旋業者等の第三者が介在・介入する保証申込は、一切お断り!

最近、いわゆる金融斡旋業者等の第三者が、保証申込にあたって「便宜を図ってやる」とか「斡旋してやる」等の名目で不正に手数料、賛助金、入会金を要求する事例が発生しております。ご不審な点がございましたら、当協会までお問い合わせください。



「信用保証料は何に使われているの?」

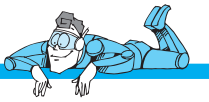
お客さまから頂いた信用保証料は、約半分が「日本政策金融公庫」に信用保険料として支払われ、残りは業務運営費など信用保証制度を運営する上で必要な費用に充てられています。

「かいけつギヤラン」の信用保証大作戦

その2

「かいけつギヤラン」から信用保証制度の仕組みを教わった
夢野社長は早速、東京信用保証協会に向かうのだった。



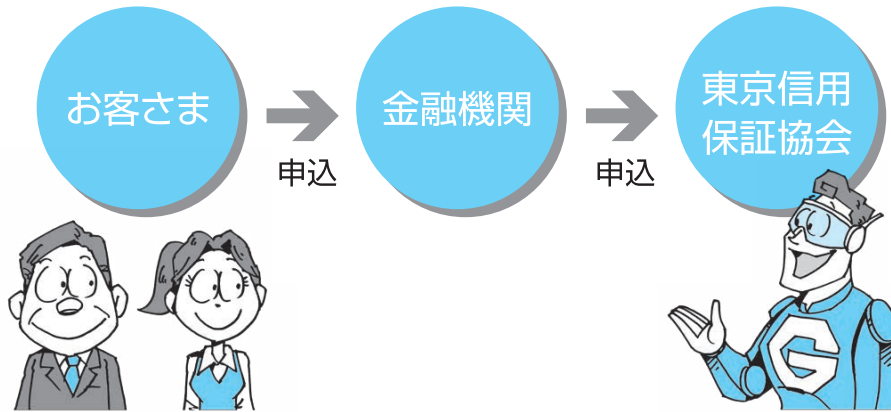


お申込の方法

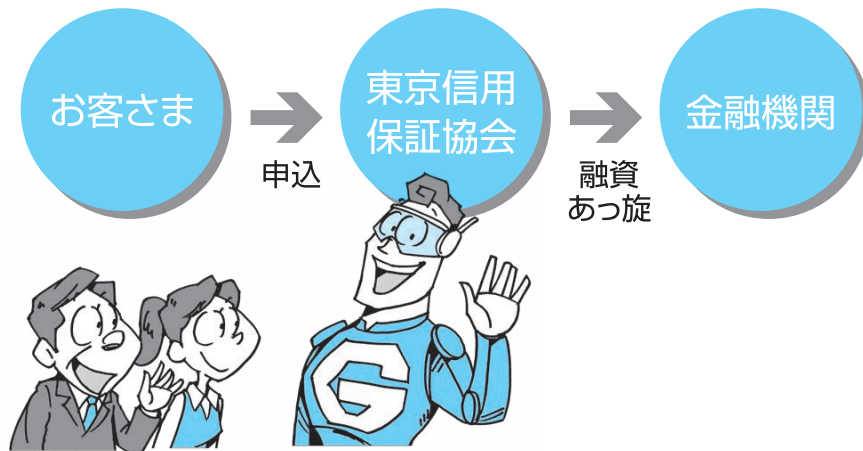
保証のお申込は、金融機関を通して申込する方法と信用保証協会に直接申込する方法があります！

■お申込窓口

●金融機関を通して申込する場合 **経由申込**

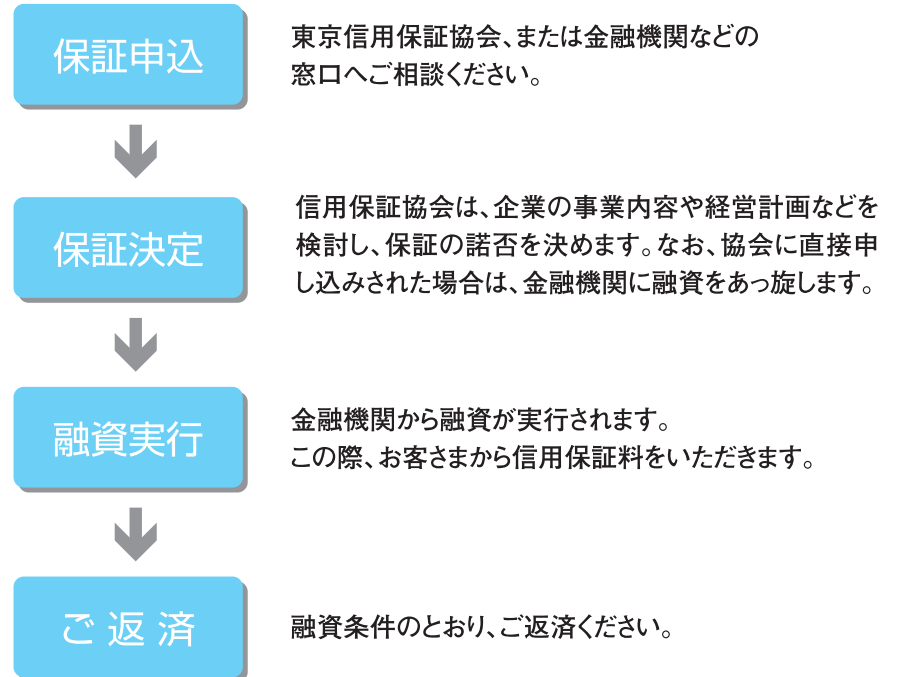


●東京信用保証協会へ直接申込する場合^{*} **あっ旋申込**



^{*}東京都金融課、商工会議所、商工会、東京都中小企業団体中央会等の相談窓口からも申込できます。

■お申込の流れ

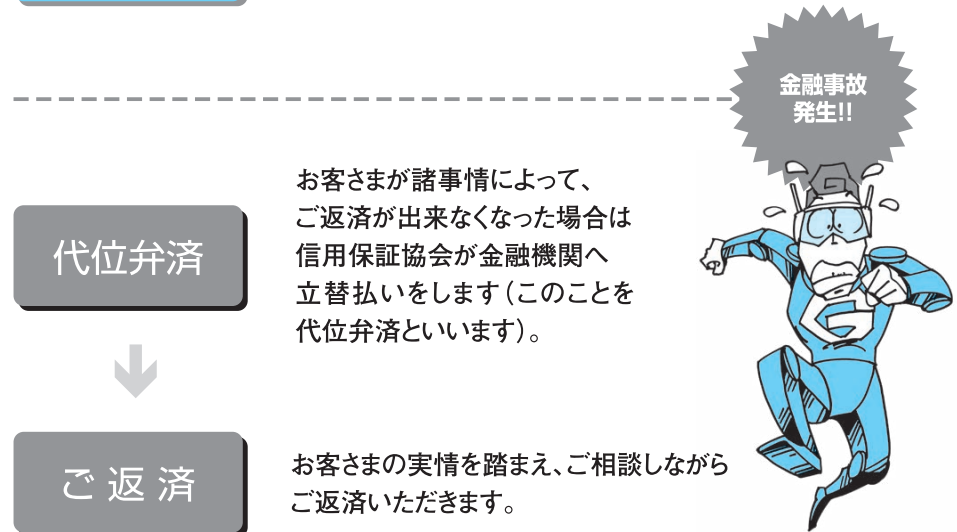


東京信用保証協会、または金融機関などの窓口へご相談ください。

信用保証協会は、企業の事業内容や経営計画などを検討し、保証の諾否を決めます。なお、協会に直接申し込みされた場合は、金融機関に融資をあっ旋します。

金融機関から融資が実行されます。この際、お客さまから信用保証料をいただきます。

融資条件のとおり、ご返済ください。



お客さまが諸事情によって、ご返済が出来なくなった場合は信用保証協会が金融機関へ立替払いをします(このことを代位弁済といいます)。

お客さまの実情を踏まえ、ご相談しながらご返済いただきます。

金融事故発生!!



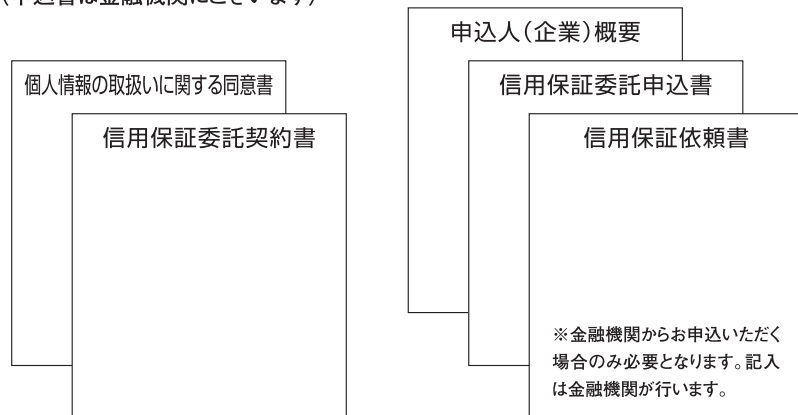


お申込に必要な書類

ご確認ください。保証申込にはこれらの書類が必要です。

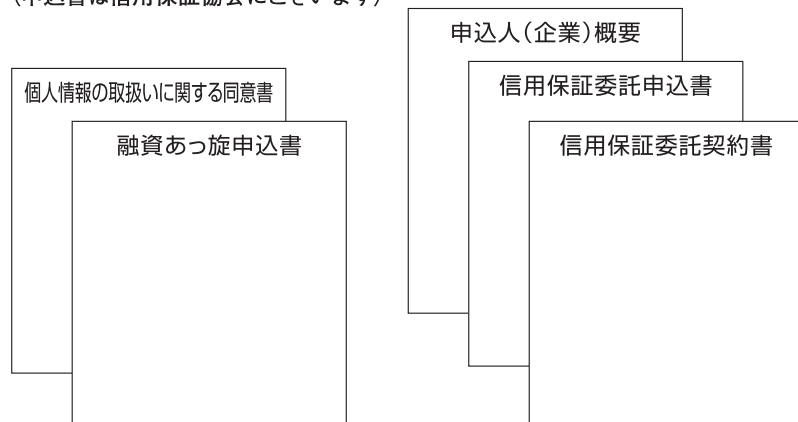
■金融機関を通して申込手続をする場合

(申込書は金融機関にございます)

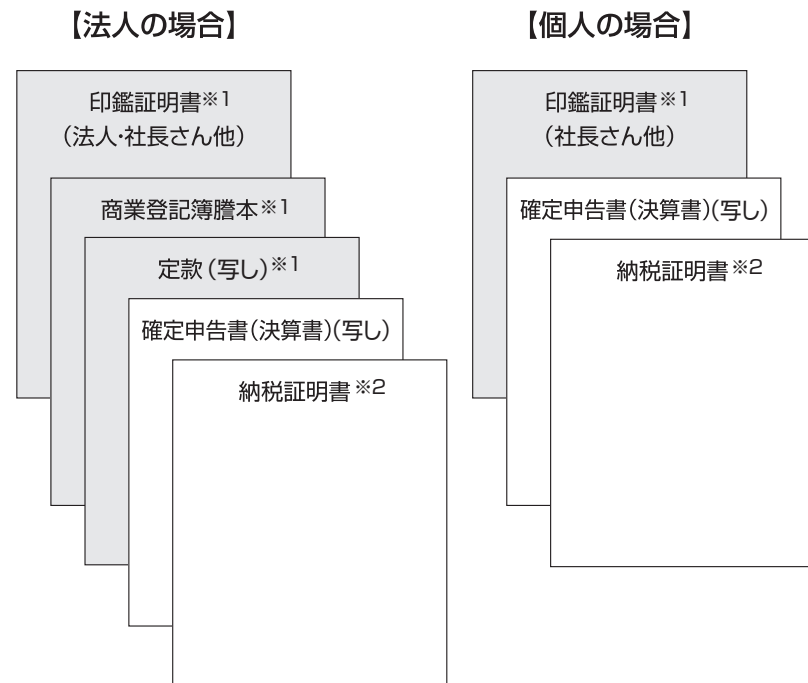


■信用保証協会に直接申込する場合

(申込書は信用保証協会にございます)



■お客さまにご用意いただく書類



※1 2回目以降の申込の際には省略できます(変更のある場合を除きます)。
 ※2 既にご利用実績のあるお客さまのお申し込みの場合は写しでも差し支えありません。

■設備資金の場合は見積書・契約書など、創業資金の場合は創業計画書など、必要に応じて他にご用意いただく書類があります。

ギャランからの一言

■当協会では、個人情報の授受について、その利用目的および第三者への提供に係るお客さまの同意をあらかじめ確認する等、個人情報保護法および金融庁ガイドライン等を遵守しています。そのため、保証申込や変更申込などの手続きの際、「個人情報の取扱いに関する同意書」に署名捺印いただき、ご提出をお願いしています。

■当協会のコンピュータ出力する信用保証書等の文書において、お客さまのお名前、ご住所について正しい漢字で表示できない場合があります。そのような場合、協会から発送する文書では、お名前、ご住所を類似の漢字に置き換えて表示したり、すべてカタカナで表示したりすることがありますのでご了承ください。

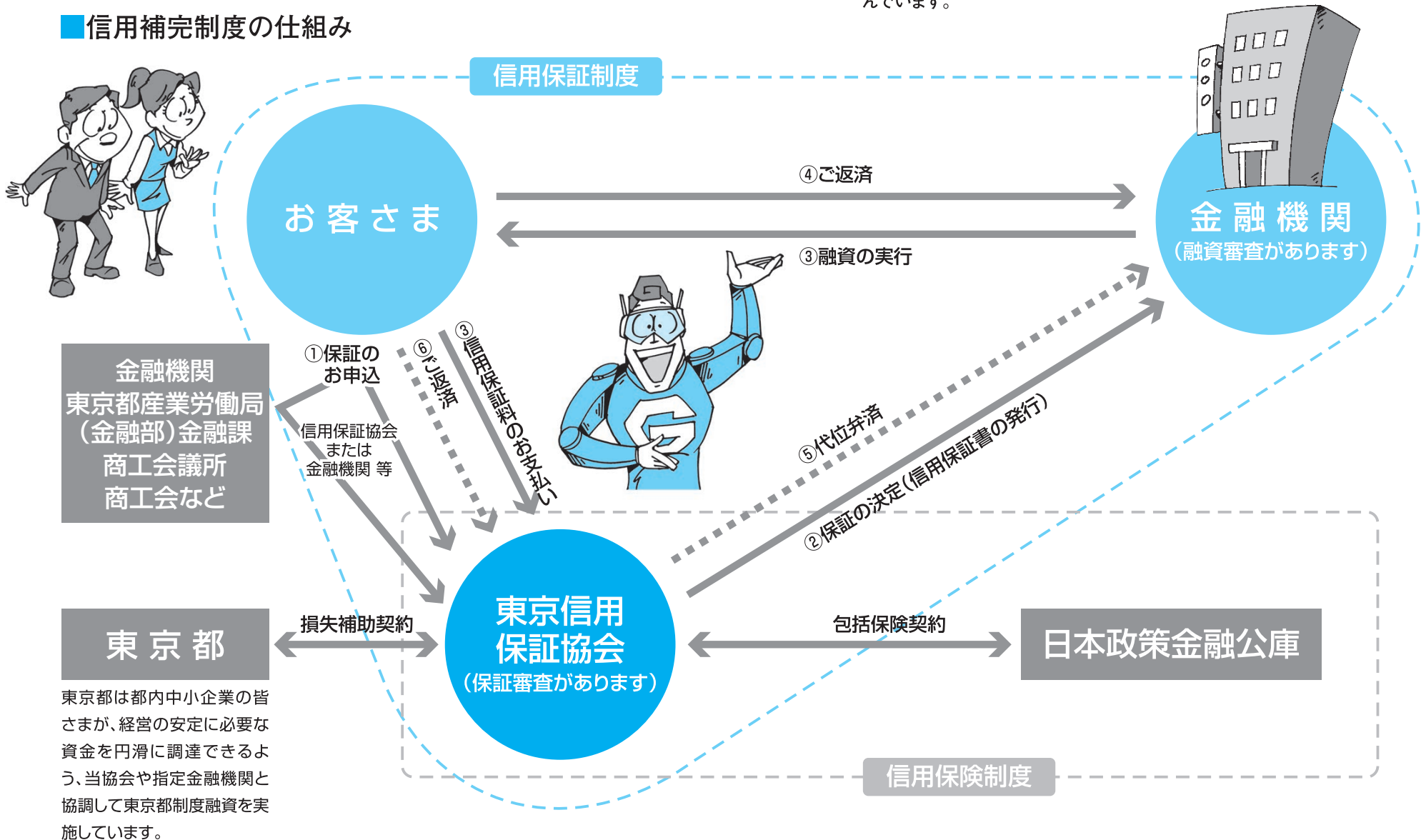


信用保証のサポート体制

信用保証協会は、信用補完制度でああなたの事業を強力にサポート。

■中小企業の皆さまが円滑な融資を受けられるように、信用保証協会が公的な保証人となる制度が「信用保証制度」です。この制度をより強固な体制とするため、国が出資する日本政策金融公庫が、信用保証協会の代位弁済の一部を保険によってカバーする制度を「信用保険制度」といい、この2つの制度を総称して「信用補完制度」と呼んでいます。

■信用補完制度の仕組み



東京都は都内中小企業の皆さまが、経営の安定に必要な資金を円滑に調達できるよう、当協会や指定金融機関と協調して東京都制度融資を実施しています。

こんなこと、あんなこと、
皆さまの疑問にギャランがお答えします。

Q1 赤字決算でも保証利用の検討をしてもらえるの？



はい、大丈夫です。
「赤字だから・・・」というだけの理由で、保証をお断りすることは
ありません。
赤字の原因をしっかり把握しているか？
赤字の補てんをどのようにしているか？
今後に向けて、対策を講じているか？など、
経営姿勢を重視します。

Q2 従業員もいない家族だけの
小規模な商売だけど保証の対象となるの？



もちろんです。
個人のお客さまなら都内に住居または事業所（事務所、店舗など）
が、法人のお客さまは都内に本店または事業所があり、事業を
営んでいればOK。

Q3 保証の申込みをした後、
どのような審査があるの？



ご提出いただいた、申込書類や確定申告書（決算書）等による書類
審査に加え、必要に応じて、店舗や事務所を訪問させていただき、
お客さまの生の声をお聞きした上で結論を出すようにしています。

Q4 他県から店舗を移転させたばかりですが、
東京の信用保証協会は使えますか？



都内への移転の理由、移転が事業に与える影響、今後の事業の
見通しなどを確認させていただき、総合的に判断いたします。
まずは、ご相談ください。

Q5 余裕資金ができたから、繰上げ返済（完済）をしたいけど、
信用保証料は戻ってくるの？



残った期間に応じた信用保証料をお返しします（千円以下の場
合は、申し訳ありませんがお返ししていません）。
詳しい計算方法などについては、お問い合わせください。

Q6 信用保証協会の保証付き借入れの返済を現在継続中ですが、
今度、新たな資金が必要になったのですが、
前のものを返済してからでないと、次の保証は使えないの？



そんなことはありません。
保証のついた複数の借入を並行してご利用いただくことも可
能です。また、返済負担などを考慮して、複数の借入を1本化
することもできます。

Q7**新商品などの情報が欲しいときはどうしたらいいの？**

東京信用保証協会のホームページ (<http://www.cgc-tokyo.or.jp>) をご覧いただくか、お気軽に当協会の窓口にお問い合わせください。商品リーフレットなども各種ご用意しておりますので、お申し付けください。また、当協会ではメールマガジンを配信しており、最新のお役立ち情報をいち早くお届けしています。当協会ホームページから無料でご登録いただけます。

Q8**相談はどこに行けばいいの？持っていくものはなに？**

東京信用保証協会は、都内に12カ所の事業所があります。お客さまの利便性等を考慮して、当協会では担当地域制をとっています。法人企業の場合は、本店所在地、個人事業者の場合は住民登録地で担当地域が決まります。お客さまの地域の担当事業所の窓口へお越しください(40~43ページ参照)。その際、直近2期分決算資料等をお持ちいただくと、より詳しいご相談が可能になります。また、ご本人確認の為、免許証、パスポートなどの身分証明書をお持ちください。

Q9**将来的には株式上場することを目標にがんばっています。そんな企業のための保証もありますか？**

会社を対象とする、特定社債保証制度(略称「私募債」)があります。期間は2年から7年までの1年単位、返済は満期一括償還または定時(分割)償還がありますので、長期の安定した資金を計画的に調達できます。社債発行の適債基準をクリアした「優良企業・成長企業」としての評価も得られます。

Q10**必要書類の「個人情報の取扱いに関する同意書」ってどういうもの？**

「個人情報の保護に関する法律」に基づいた同意書で、信用保証業務を行う上で必要なお客さまの情報とは何か、その使用目的は何か等を記載しております。この同意書によるお客さまの同意がないと信用保証協会ではお客さまの個人情報を受け取ることが出来ないため、保証のお申込み等に際しての書類の授受など、信用保証業務を行う上で支障をきたします。お客さまのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。なお、記載内容についてご不明な点がございましたら、信用保証協会の窓口にお問い合わせください。

Q11**保証料率や信用保証料について、申し込み前に問い合わせることはできますか？また、問い合わせ時にはどのような資料が必要ですか？**

あらかじめ保証料率及び信用保証料の目安についてご照会を希望される場合は、当協会の支店保証課までお問い合わせください。なお、事前照会でお知らせするのはあくまで目安であり、最終的な保証料率等は保証決定の際に決まりますので、ご注意ください。保証料率及び信用保証料をご照会されるには、確定申告書(決算書)直近2期分とご本人確認の資料(運転免許証等)をお持ちください。また、保証料率区分を正確に判定するために、直近決算時点での裏書手形及び割引手形の残高をお知らせください。※当協会ホームページの「信用保証料簡易シミュレーション」からお客さまご自身で信用保証料の目安をお調べいただくことも可能です。

Q12**信用保証料の割引制度があるってほんと？**

はい。〈有担保割引〉と〈会計処理割引（会社に限る）〉があります。

〈有担保割引〉

有担保でご利用になる場合、無担保でご利用になる場合に比べて0.1%割引した料率が適用される保証があります。

〈会計処理割引（会社に限る）〉

次のいずれかの書類を提出いただいた場合、0.1%割引した料率が適用されます。

- ①会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類
- ②公認会計士または監査法人の監査を受けたことを示す監査報告書の写し

Q13**経営者保証が不要となる場合があるってほんと？**

平成25年12月5日に公表された「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、「金融機関との連携」、「財務状況」、「保全充分な担保提供がある」など一定の要件を満たしている場合には、経営者保証を不要とすることができます。

詳しくはお問い合わせいただくか、当協会ホームページをご覧ください。

Q14**信用保証協会の保証付融資の金利って決まっているの？**

一定の利率が定められているものや、上限利率のみ定められているもの、金融機関が定めるものなどご利用される保証制度によって異なります。

Q15**事業を始めたばかりですが、相談にのってもらえるの？**

東京信用保証協会では、創業をお考えの方から創業後間もない方まで、信用保証による金融支援と個別相談などによる経営支援の両面でトータルにサポートしています。また、当協会の主催による公開講座や創業スクールも開催していますので、創業時にはもちろん、創業後も必要な知識やノウハウも学べます。お気軽にご連絡ください(40~43ページ参照)。

※創業者向けのガイドブック「社長さんになる本」もご用意しております。

Q16**信用保証協会に団体信用生命保険制度があるってほんと？**

はい、信用保証協会の団体信用生命保険制度（保証協会団信）があります。

信用保証協会の保証付融資の返済途中に、お客さまに万が一の事態（死亡もしくは所定の高度障がい）が生じた場合、保険金により債務弁済がなされることにより、事業の維持安定とご家族の安心を図ることを目的とした生命保険です。

信用保証をご利用いただく際の選択肢の一つとしてご用意しています。加入方法等の詳細につきましては、信用保証協会の窓口にお問い合わせください。

なお、保証協会団信の加入と信用保証の諾否とは一切関係ありません。

東京信用保証協会をご利用されている皆さまの声

事業を始めて14年になります。これまで資金調達に困った時はいつも信用保証協会を通じて借入をしています。**融資の手続きがスムーズに進む**ので大変助かります。
(建設業)

信用保証協会は、**困ったときの力強い味方**です



経営の発展を力強くサポートします!



信用保証協会に借入について**気軽に相談**ができると聞いて訪問したとき、こちらのニーズに合った保証制度を提案してもらい、本当に助かりました。説明も親切丁寧で、訪問の都度、有益なアドバイスをいただき、中小企業の立場に立って考えてくれる心遣いに感激しました。
(小売業)

新規の設備投資をするたびに利用させていただいて、当社の生産性も飛躍的に向上しています。商機を逃さず、**受注に対応できるような設備投資**をスピーディーに支援していただいたことは本当に感謝しています。
(製造業)

信用保証協会のおかげで、資金調達が円滑に行われていることを実感します。**低金利で保証人がいなくても借入ができるのは**、大変ありがたいです。
(卸売業)

苦しんでいるときこそ、力を貸してくれるのが信用保証協会です。おかげで何度も厳しい時期を乗り越えることができました。信用保証協会は、**中小企業経営者にとって身近で頼りになるパートナー**です。これからもよろしくお願いいたします。
(小売業)

社長さんの立場に立って親身に考えます



「創業保証」を利用しました。信用保証協会の方が当社に来て**直接話を聞いてくれた**ことで、事業内容や経営理念、成長性などをよく理解いただき、支援につながりました。この創業支援がなければ、これまでの成長はおろか創業することすらできなかったかもしれません。信用保証協会には非常に感謝しております。
(サービス業)

信用保証協会のご協力によりまして既存借入の一本化ができ、**資金繰りを安定させることができました**。厚く厚くお礼申し上げます。
(卸売業)

当社の**技術力を評価**してもらい、保証を受けることができました。私達のように経験や技術なくしては出来ない事業もあります。担保も取引実績も持たない零細企業にとって、信用保証協会はありがたい制度、団体です。
(製造業)

東京信用保証協会では、お客さまの声を直接お聞きする機会を大切にしています。信用保証をご利用いただいている社長さんから、アンケートなどで寄せられた貴重な声は、今後の信用保証制度のさらなる充実に役立てております。